



移転価格課税の個別リスク検討ドック

お悩みのご相談内容に応じて、移転価格税制の経験豊富な専門家が税務リスクを検討し、その対応策をアドバイスさせていただきます。

GTM税理士法人

移転価格課税のリスクでお悩みではありませんか？

国外関連者との取引を行っている御社では、移転価格課税リスクの懸念でお悩みはありませんか？

課税当局での経験豊富な税務専門家が、お悩みに係る移転価格税制上の税務リスクを検討し、その対応策についてアドバイスさせていただきます。

移転価格税制に関する多額の申告漏れが指摘されています

◆ 移転価格で係争 国税当局「100億円申告漏れ」指摘（重工業）

タイの連結子会社との取引において、特許使用料などを安く設定して日本で計上すべき利益を海外のグループ会社に移していたとして、約100億円の申告漏れを指摘されています。

過少申告加算税なども含めた法人税の追徴税額は約43億円。

◆ 70億円の申告漏れ 中国子会社に利益移転 東京国税局が指摘（生活雑貨製造販売業）

中国子会社との取引を巡って東京国税局の税務調査を受け、中国子会社に販売する商品の取引価格や商標権の使用料が低く、日本で計上すべき利益の一部が中国側に移ったとして、約70億円の申告漏れを指摘されています。

過少申告加算税なども含めた法人税の追徴税額は約20億円。

税務署所管法人に対しても移転価格調査が行われています

国税局所管のいわゆる大規模法人に対して国際取引に特化した税務調査に従事していたベテランの調査官が、税務署の国際専門官や調査官として配置され、中堅企業の法人税調査を担当し、移転価格調査もあわせて行われています。

調査官の主張に適切に対応できず多額の追徴課税に至るケースが散見しています。

移転価格の税務調査を受けると

1. 多額の追徴課税を受けるリスク：調査担当者の事実認定により、多額の追徴課税を受けるリスクがあります。
2. 調査対応の特殊性：課税当局の主張に対する反論には専門的な知識と経験を必要とする場合があります。また、一度指摘を受けると、調査の長期化により事務作業のコスト負担が増大します。

以上のように、移転価格に関するリスクへの対処は企業にとって重要であり、適切な対応と準備が必要とされます。これらのリスクに対処するために、税務や移転価格に精通した専門家と連携し、法令を遵守しつつ、最適な戦略を検討する必要があります。

経験豊富な移転価格税制の専門家が 様々なお悩みを解決いたします

移転価格税制では独立企業間価格（第三者価格）の算定方法が法令（租税特別措置法66条の4など）で定められ、また、OECDは「OECD移転価格ガイドライン」を公表しており、様々なケースでどのように独立企業間価格を算定すべきかをまとめています。しかしながら実務上、対象取引は多種多様であり、特に製造ノウハウの使用許諾のような無形資産が関係する取引の対価を算定する場合、法令で定められた算定手法（基本三法）を直接適用して独立企業間価格を算出することについて課税当局の理解を得られない場合があります。

G T M税理士法人では、経験豊富な専門家【移転価格調査、APA(事前確認)、相互協議及び訴訟を経験した国税OB等】が、個別リスクを検討し、難しい移転価格の問題をご一緒に考え、解決に向けてサポートいたします。

次の場合、移転価格課税のリスクが潜在している可能性があります。

- 国外関連者（50%以上の株式等の保有関係や実質的支配関係がある外国法人）を有し、取引を行っている場合
- 製造拠点を国外関連者に移転した場合
- 国外関連者に頻繁に出張している場合
- 日本又は国外関連者の営業利益率が高い場合
- 過去に国税当局から移転価格の調査を受けたことがある場合

まずは、G T M税理士法人の国際税務担当までご連絡ください。

資料をご提出いただき、ヒアリングを通して個別リスクを検討させていただきます。

ご相談・お問い合わせ
移転価格税制に関するお悩みやご質問
がございましたら、お気軽にご相談
ください。当社の国際税務担当がお手伝
いたします。

GTM税理士法人
〒104-0028
東京都中央区八重洲二丁目1-4
東京ミッドタウン八重洲
八重洲セントラルスクエア 4F
電話:03-3242-0301
FAX:03-3242-2606

